

宇都宮市リサイクル推進員設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市は、地域との連携を保ちながら、ごみ問題やリサイクル意識の啓発・普及を通して、ごみの減量化及び資源化並びに環境美化を推進するため、宇都宮市リサイクル推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の委嘱)

第2条 市長は、社会的信望があり、かつ、ごみの適正処理に熱意と識見を有し、ごみ減量等のための幅広い活動が期待できる者として地域の単位自治会の推薦を受けた者に推進員を委嘱する。

2 推進員は、原則としてすべての地域の単位自治会に1名配置されるように委嘱するものとする。ただし、500世帯を超える自治会においては2名配置することができる。また、配置数については、必要に応じて市と協議の上、決めることができる。

3 市長は、推進員を委嘱したときは、その者に対し、委嘱証明書を交付する。

(推進員の任期)

第3条 推進員の任期は、原則2年とする。ただし、地域の実情に応じ、単位自治会ごとに設定できるものとする。なお、再任を妨げない。

(推進チーム)

第4条 単位自治会内にリサイクル推進チーム（以下「推進チーム」という。）を置くことができる。

2 推進チームは、推進員及び推進チーム員（以下「チーム員」という。）をもって組織する。

3 チーム員は、概ね20世帯に1名を配置するものとし、任期は、原則1年とする。

(推進員の役割)

第5条 推進員は、単位自治会内の推進チームにおいて、市と市民とをつなぐ地域の指導者として、また、地域まちづくり組織のリサイクル推進部会や環境部会等における構成員として、次に掲げる地域環境活動を行うものとする。

(1) ごみ減量化及び資源化の推進並びにこれらの普及啓発に関すること。

(2) ごみの分別及び排出マナーの指導に関すること。

(3) 不法投棄の防止及び発見並びに通報に関すること。

(4) 環境美化の推進に関すること。

(5) その他本市が行うごみ減量等の施策への協力に関すること。

(研修会等の開催)

第6条 市長は、推進員に対し、法制度やごみに関する情報等の研修会や推進員の活動に関する報告会を開催するものとする。

(推進員に対する支援)

第7条 市長は、推進員及びチーム員の活動を支援するため、必要な措置を講じるものとする。

(附則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年度に委嘱する推進員の任期については、第3条の規定にかかわらず委嘱の日から平成17年3月31日までの期間とする。
- 2 上河内町及び河内町（以下「2町」という。）の編入合併に伴って委嘱した2町の推進員の任期については、第3条の規定にかかわらず委嘱の日から平成20年3月31日までの期間とする。
- 2 まちづくり組織が設立されていない等の地域の実情により、まちづくり組織の推薦を受けることが困難な場合は、体制が整うまでの間、第2条第1項の規定にかかわらず単位自治会の推薦を受けた者に推進員を委嘱するものとする。